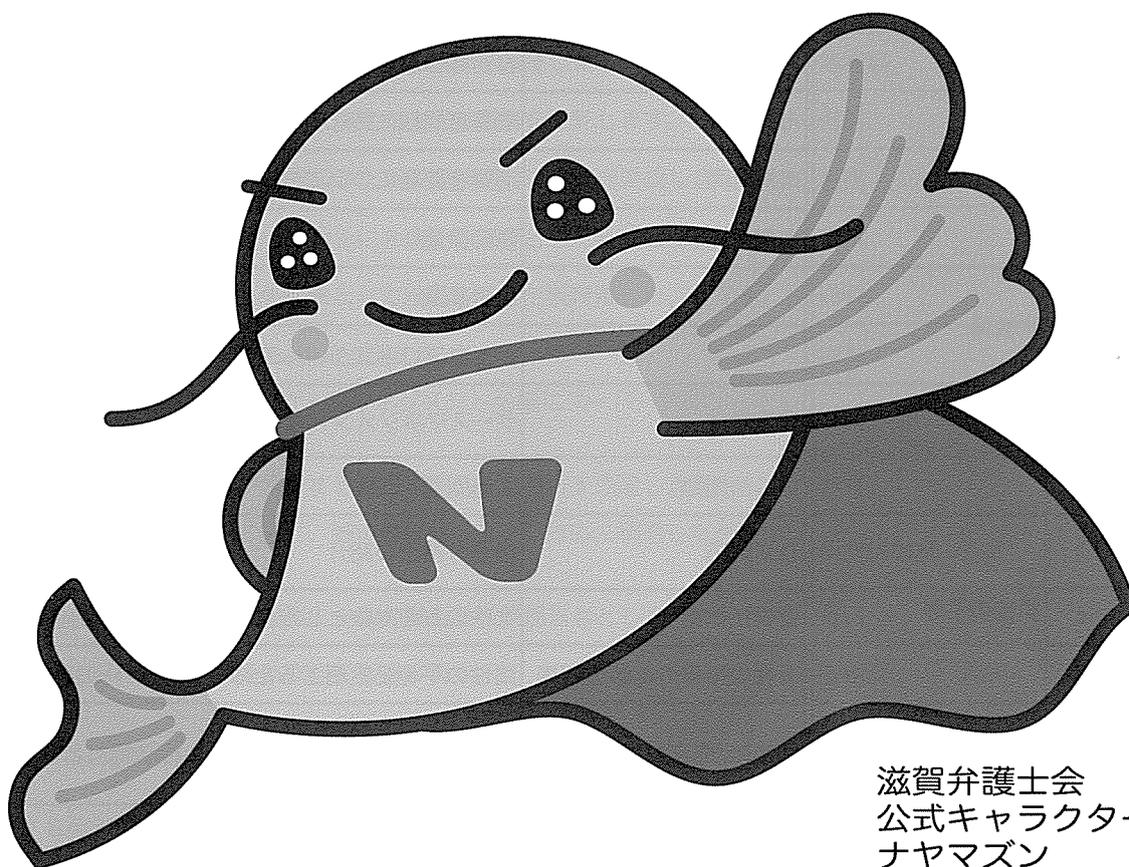


# 行政連携のお品書き



滋賀弁護士会  
公式キャラクター  
ナヤマズン

滋賀弁護士会

所在：大津市梅林1丁目3番3号

TEL: 077-522-2013

# 行政連携に向けての取組み

2022(令和4)年5月20日改訂

滋賀弁護士会では、現在、県内の行政機関と連携して以下のような取組みを実施しております。  
以下のメニューに記載のないニーズについても是非一度ご相談下さい(電話番号 077-522-2013)。

	分野		取組み	具体的内容	備考(費用等)
1	弁護士推薦全般	弁護士推薦	行政の各種委員会等の委員推薦	自治体等行政機関の各種審査会、委員会、協議会等の委員について、推薦依頼に対応して適切な弁護士を推薦します。	法律に関わる幅広い分野において専門性の高い弁護士を推薦・派遣することが出来ます。
2	講師派遣全般	講師派遣	行政主催の各種研修会への講師派遣	自治体等行政機関が主催される各種研修会(行政職員向け、市民向けその他)に適切な講師を派遣します。	
以下、個別分野					
3	市民向け法律相談		自治体が主催する法律相談業務の受託	自治体が主催される定期的な市民向け法律相談を受託します。	有料
4	人権擁護	人権相談	人権問題に関する法律相談担当者の派遣	人権問題に関する法律相談を担当する担当者を派遣します(例、公益財団法人滋賀県人権センター)	応相談
5	消費者	消費生活センター支援	自治体の消費生活センターの相談員を対象とした法律相談	消費生活センターの相談員を対象とした法律相談を実施し、個別事案に即した適切な助言を行います。	有料
6			自治体の消費生活センターの相談員を対象とした研修会への講師派遣	自治体の消費生活センター相談員を対象とした各種研修会に講師を派遣します。	応相談
7		市民相談(消費者被害救済センター)	消費者問題に特化した市民法律相談	自治体が主催される消費者問題に特化した定期的な市民向け法律相談を受託します。	有料
8		市民啓発	消費者問題についての市民向け研修	自治体が主催される消費者問題に精通した市民養成のための連続講習に講師を派遣します。	有料
9		消費者問題	講師派遣	滋賀県内の高等学校等で行われる消費者問題の講演会に弁護士を講師として派遣します。	有料
10		債務整理	自然災害による被災者の債務整理に関するガイドラインによる減免制度	災害の影響で住宅ローン等の債務の返済が困難になった方について債務整理を行うもので、支援弁護士等の紹介を行います。	無料
11	法教育		出張授業	滋賀県内の中学校・高等学校に弁護士を講師として派遣し、出張授業を行います。	無料
12			ジュニアロースクールの実施	夏休み等の長期の休みに中学生・高校生を対象としたジュニアロースクール(模擬裁判等の体験)を実施します。	無料
13	子どもの権利	児童虐待	ケースマネジメント会議へのスーパーバイザーの派遣	児童虐待について児童相談所等関係機関が行うケースマネジメント会議にスーパーバイザーとして弁護士を派遣します。	滋賀県の事業の場合は県負担のケースあり、詳細は県にもお問い合わせください。
14			ケースマネジメント・アドバイザー事業	児相・家事相等等から児童虐待に関する法律相談を受けます。また、児童福祉法33条更新や28条申立を代理します。	滋賀県との契約によるもの。詳細は県にもお問い合わせください。
15		いじめ問題	委員派遣	いじめ問題について、学校・教育委員会等が設置する第三者委員会に委員を派遣します。	有料
16	すべての性の平等	DV対応	弁護士の紹介、委員の派遣	DV支援機関等からの申込みにより、DV被害者に対して相談に応じる弁護士を紹介します。また、DV問題対策を検討する会議に委員を派遣します。	有料(弁護士の紹介自体は無料。相談は有料。)
17		女性法律相談	女性のみを対象とした法律相談に相談担当者の派遣	自治体等が主催される女性を対象とした法律相談に女性弁護士を相談担当者として派遣します。	有料
18		養育費確保	養育費確保支援事業の法律相談・委員の派遣	養育費に関する法律相談に相談担当者を派遣します。また、養育費確保を検討する会議に委員を派遣します。	有料
19		すべての性の平等のための研修	すべての性の平等を実現するための研修会への講師派遣	男女共同参画を実現するための研修会、性的マイノリティ(LGBT)の権利に関する研修会等の取組に講師を派遣します。	有料
21		ハラスメント	職場でのハラスメントに関する法律相談	セクハラ・マタハラ・SOGIハラ等のハラスメントを対象とした法律相談に相談担当者を派遣します。	有料
22	高齢者・障がい者	精神障がい者	精神病院における法律相談への相談担当者派遣	公立の精神病院が実施される入院患者を対象とした法律相談に相談担当者を派遣します。	相談は有料です。ただし、法テラスの巡回相談として行っており、入院中の方は大半が法テラスの資力基準を満たすと思われます。
23		虐待問題	虐待対応専門職チームの派遣	高齢者・障がい者に対する虐待対応について責任を負う市町に対し、弁護士と社会福祉士から構成される専門職チームを派遣し、虐待対応について助言します。	有料
24		権利擁護全般	なんでも相談会への相談員派遣	自治体等が主催される、高齢者・障がい者のための「なんでも相談会」に相談員を派遣します。	原則有料
25			高齢者・障がい者の電話相談	高齢者・障がい者の電話相談において、高齢者・障がい者を支援する立場の行政職員からの相談についても対応します。【毎週金曜日午前10時～正午 電話 077-510-5757】	無料
26	外国人	外国人相談	外国人の方に対する法律相談担当者の派遣	外国人の方に対する法律相談を担当する担当者を派遣します(例、公益財団法人滋賀県国際協会)。	応相談
27	更生保護		更生保護施設における法律相談	保護観察所と連携し、更生保護施設において入所者を対象に労働法、多重債務問題についての研修を行い、また法律相談を実施します。	有料
28	生活総合支援	生活困窮者救済	生活困窮者自立支援法における支援調整会議へのスーパーバイザーの派遣	生活困窮者自立支援法における支援調整会議にスーパーバイザーとして弁護士を派遣します。	応相談
29	犯罪被害者支援		支援弁護士の紹介	犯罪被害者に対して犯罪被害者を支援するための研修を受けた弁護士を紹介します。	紹介は無料(相談料は、一部の犯罪を除いて無料。受任は、資産額によっては無料(法テラスと連携)。詳しくは弁護士会へお問い合わせください。)
30			委員の派遣	犯罪被害者の支援を検討する会議に委員を派遣します。	有料
31	民事介入暴力・行政対象暴力		研究会・協議会等に対する委員の派遣	県警や法務局が主催される民事介入暴力や行政対象暴力に関する研究会・協議会等に委員を派遣します。	応相談

# 滋賀弁護士会 行政連携のお品書き お問合せ書

滋賀弁護士会 行 (FAX 送信先 077-522-2908)

電話でのお問い合わせのほか、本書面でもご対応させていただきます。お気軽にお問い合わせください。

本お問合せ書は滋賀弁護士会にて保管いたします。

当会が行う弁護士紹介の業務、管理運営のために必要な範囲で個人に関する情報を記載させていただきます。

上記目的以外には、個人情報を利用しません。

お問合せ日 年 月 日 (受付番号 )

## 【お問合せ者 (自治体等)】

ご住所	〒
組織 担当部署	フリガナ
担当者 お名前	フリガナ
ご連絡先	お電話番号：
	FAX：
	電子メール： @

## 【お問合せ内容】

分野番号			
お問合せの概要 (まずは説明を聞きたいということでも結構です。できるだけ具体的にご記入ください。)			

※このページをコピーしてご利用いただけると幸いです。

滋賀弁護士会のホームページ (<https://shigaben.or.jp/>) からダウンロードできます。